(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
青森県上北郡七戸町字道ノ上一七八番一六から同町字道ノ上一八〇番一まで	前	一五・三九～二八・四一メートル	〇・三二九キロメートル
	後	一六・一〇～二八・四一メートル	〇・三二九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

〇東北地方整備局告示第七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
青森県三戸郡南部町大字相内字内田三八番四から同町大字相内字荒田三六番二まで	前	一五・一三～二七・〇七メートル	〇・六五〇キロメートル
	後	一五・四二～二七・〇七メートル	〇・六五〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

〇東北地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
青森県上北郡七戸町字道ノ上一七八番一六から同町字道ノ上一八〇番一まで	前	一五・三九～二八・四一メートル	〇・三二九キロメートル
	後	一六・一〇～二八・四一メートル	〇・三二九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

〇東北地方整備局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　供用開始の区間　東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
青森県三戸郡五戸町大字浅水字十海塚二四番一から	前	一三・〇八～五四・〇九メートル	一・一八〇キロメートル
同町大字扇田字扇田九一番一まで	後	一三・九六～五四・〇九メートル	一・一八〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

〇東北地方整備局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
青森県三戸郡南部町大字相内字内田三八番四から同町大字相内字荒田三六番二まで	前	一五・一三～二七・〇七メートル	〇・六五〇キロメートル
	後	一五・四二～二七・〇七メートル	〇・六五〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

〇東北地方整備局告示第七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 路線名　四号

(二) 供用開始の区間　図面縦覧場所

(三) 東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

〇関東地方整備局告示第百二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 路線名　四号

(二) 供用開始の区間　図面縦覧場所

(三) 東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

〇関東地方整備局告示第百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
古河市中田字小山一〇九八番一二から同市中田字小山一〇九八番二まで	前	一三・四九～三七・八二メートル	〇・〇〇四キロメートル
	後	一三・四九～一三・四九メートル	〇・〇〇四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

〇関東地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
那須塩原市鍋掛字鍋掛原一〇八七番二五から同市鍋掛字鍋掛原一〇八七番一一〇七まで	前	四二・三五～四九・一八メートル	〇・〇一五キロメートル
	後	四八・九二～五二・一七メートル	〇・〇一五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所